古墳調査票

番號	第一五三号
名稱	十乙
所在地	愛賀郡 字大応寺 三四三四ノ一
地目地積	畑 二畝二九歩
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	墳界不明
現狀	墓畝
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	管玉七ケ玉三〇ケ カメカ 鐵 土器 (不明)
由來徵證	不詳
管理ノ有無	十乙
參考事項	十乙

擔當調査員 職氏名印 訓導 吉池彰治 〃 根岸適

郡 愛賀郡 村

(縣へ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

番號	第一五三号
名稱	十三
所在地	倉賀野町字大高寺三四二大
地目地積	畑四畝
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	高サ 長サ 巾 六尺 八尺
現狀	桑畑 石疊ノ一部殘ル
發掘ノ有無	明治四十年頃掘採
出土品	金環 刀 土器 鏃 (石器)
由來徵證	不詳
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

群馬郡 倉賀野町村

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

擔當調査員職氏名印

調査員 群馬縣師範學校教諭 高等小學校訓導 青地彰雄

〃 根岸義雄

古墳調査票

番號	第一五四号
名稱	十三
所在地	倉賀野町字大応寺三四二五ノ一部
地目地積	畑五畝一四歩
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	境界石ノ内 第畑 大ナル石一ケ出ル
現狀	明治四十年頃開墾
發掘ノ有無	刀 土
出土品	石棺
由來徵證	十三
管理ノ有無	
參考事項	

擔當調査員 職氏名印

高崎市立倉賀野小學校 教諭 清水 老 次郎 根岸 進

群馬郡 倉賀野町村

(縣へ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

群馬郡 倉賀野町村

番號	第一五五号
名稱	十三
所在地	倉賀野町字大応寺三四二五、一部
地目地積	畑五畝一四歩
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	境界石ノ内
現狀	墓畑 大ナル石一ケ少シ
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	刀 土器 (石器)
由來徵證	石碑
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

擔當調査員職氏名印 副導官 池澤俊 根岸進

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

番號	第一五六号
名稱	十三
所在地	倉賀野町字大応寺三四二五ノ一部
地目地積	畑 五畝一四歩
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	境界石明
現狀	第一号大ナル石一ケ少ツ
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	刀 土器 石臼
由來徵證	石洋
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

群馬郡 倉賀野町村

擔當調査員職氏名印 群馬縣史蹟名勝天然記念物調査委員 吉池彰治 根岸進

(昭和十年八月調査)

(縣へ提出分)

古墳調査票

番號	第一五七号
名稱	十三
所在地	倉賀野町字大応寺 三四三三
地目地積	畑一畝二九歩
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	長サ七五尺
現狀	桑畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	金環刀土器鏃（石斧）
由來徵證	口碑
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

群馬郡 倉賀野町村

（縣ヘ提出分）

（昭和十年八月調査）

擔當調査員 職氏名印

群馬縣古墳調査委員會 嘱託 吉田彰治 根岸進

根岸進

古墳調査票

番號	第一五八号
名稱	十三
所在地	倉賀野町字大和寺三四三五
地目地積	山林 一畝三三歩
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	長サ六六尺
現狀	墓地
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	刀 土器 石鏃
由來徵證	石鏃
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

群馬郡 倉賀野町村

擔當調査員職氏名印

[illegible]

(縣へ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

番號	第一五九号
名稱	十三
所在地	倉賀野町字大師寺 字三四三八ノ一番
地目地積	三四三八畑五一六 字三四三九畑九一七
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	境界不明
現狀	桑畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	刀 土器（不明）
由來徵證	不詳
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

擔當調査員職氏名印

調査 吉池彰治

根岸吉池彰治

群馬郡 倉賀野町村

（縣ヘ提出分）

（昭和十年八月調査）

古墳調査票

番號	第一六〇
名稱	十三
所在地	愛賀野町字大応寺三四三七
地目地積	畑三畝一歩
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	高サ七〇尺 八尺
現狀	墓地
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	勾玉 刀 土器 鏡 白玉 (石棺)
由來徵證	石棺
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

擔當調査員職氏名印

[illegible] 根岸[illegible]

[illegible]

[illegible]郡 愛賀野町村

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

京都郡
倉賀野町村

番號	第一六一号
名稱	十三
所在地	倉賀野町字大応寺三四四〇
地目地積	畑二畝二歩
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	長サ六八尺
現狀	桑畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	勾玉(一落出)勾玉土器(二出)
由來徵證	石棒
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

擔當調査員職氏名印

根岸遵
根岸宣遵
彰治

(昭和十年八月調査)

(縣へ提出分)

古墳調査票

存島郡 倉賀野町村

番號	第一六二号
名稱	十三
所在地	倉賀野町字大師寺 三四七八ノ二 三四七八ノ四
地目地積	三四七八ノ二 一反〇 三四七八ノ四 一反〇 三四七八ノ四 二三歩
所有者	三四七八ノ四 鉄道省
型式	用型
大サ	墳界石明
現狀	畑 大部分鉄道用地ノ中ニアリ
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	石明
由來徵證	石澤
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

擔當調査員 職氏名印

群馬縣群馬郡倉賀野尋常高等小學校 訓導 根岸清治 根岸清治 彰治

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

番號	第一大蚯号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町字大而寺 三四七ノ二 三四七ノ三
地目地積	三四七ノ一 畑 二三歩 三四七ノ三 二六歩
所有者	三四七ノ三 鉄道有
型式	円型
大サ	境界ノ石柵
現狀	桑畑 大部分鉄道用地
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	石柵
由來徵證	石棺
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

群馬郡 倉賀野町村

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

擔當調査員職氏名印

調査 根岸巡 根岸吉池 彰治

古墳調査票

番號	第一大田号
名稱	古
所在地	倉賀野町字大応寺 三四八三ノ一 三四八三ノ二
地目地積	三四八三ノ二 山林 一畝一歩歩 三四三ノ二 一部
所有者	[redacted] 三四八三ノ二 鉄道省
型式	円墳
大サ	長サ五八尺
現狀	明治大年僅カニ畑ニテ残リ他鉄道線路ニ砂ヲカブセテ荒地トナル 畑中ニ畳一畳敷程ノ石アリ
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	石器
由來徵證	石棒
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

群馬郡倉賀野町村

擔當調査員職氏名印

群馬郡倉賀野町高等小学校 教諭 根岸青鳥 根岸鶯治

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

番號	第一六五号
名稱	十三
所在地	倉賀野町字大応寺三四八ノ二
地目地積	山林二畝九歩
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	長サ五五尺
現狀	昭和六年全部鉄道省ヘ移ス当時荒地トナリ一カシヤ数本生ス
發掘ノ有無	昭和四十年頃開墾
出土品	刀 孔雀 勾玉 土器 管玉 (石製) 一刀 (飾環 鳳凰ノ形)
由來徵證	不詳
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

群馬郡 倉賀野町村

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

擔當調査員職氏名印

刻尊 根岸源三 青海彦治 根岸源

古墳調査票

番號	第一大大号
名稱	十五
所在地	倉賀野町 甲大応寺 三五〇〇
地目地積	一畝二七歩
所有者	陸軍省
型式	円墳
大サ	長サ五五尺 高サ八尺
現狀	雑木ニ蔽ハル
發掘ノ有無	発掘セリ
出土品	十五
由來徵證	不詳
管理ノ有無	十五
參考事項	十五

郡 倉賀野町村

擔當調査員職氏名印

群馬縣師範學校倉賀野尋常高等小學校 訓導 根岸進治

根岸進

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

群馬郡 倉賀野町村

番號	第一六七号
名稱	十三
所在地	倉賀野町 字大石寺 三四九番
地目地積	三畝
所有者	陸軍省
型式	円墳
大サ	長サ拾尺 高サ九尺
現狀	雜木三株ハ
發掘ノ有無	発掘セズ
出土品	十三
由來徵證	不詳
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

擔當調査員職氏名印

群馬縣群馬郡倉賀野尋常高等小學校
訓導 吉池彰治
〃 根岸邁

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

番號	第一六八号
名稱	十三
所在地	倉賀野町字大応寺字三四九三
地目地積	山林三畝二一歩
所有者	大藏省
型式	円墳
大サ	長サ五五尺 高サ十尺
現狀	雜木三畝八九一部鉄道ニ横断セラル
發掘ノ有無	発掘セラル
出土品	十三
由來徵證	石棺
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

郡 倉賀野町村

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

擔當調査員職氏名印

群馬縣群馬郡倉賀野尋常高等小學校

訓導 吉澤彰治

根岸檀

古墳調査票

群馬 郡
倉賀野町 村

番號	第一六九号
名稱	十三
所在地	倉賀野町 字大南寺 字三四六大 乙三四六大
地目地積	字三四六大 山林 六歩 乙三四九大 山林 一畝一歩
所有者	字三四九大 大藏者 乙三四九大 陸軍省
型式	円墳
大サ	長サ四〇尺 高サ十二尺
現狀	山林雜木ニ蔽ハレ一部分 鉄道ニ横断セラル
發掘ノ有無	不明
出土品	不明
由來徵證	不詳
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

擔當調査員職氏名印

群馬縣佐波郡倉賀野尋常高等小學校
訓導 青池彰治

（縣ヘ提出分）

（昭和十年八月調査）

古墳調査票

番號	第一七〇号
名稱	おいな山
所在地	愛賀野町 字大而寺 乙三四九三
地目地積	一段二一歩
所有者	陸軍省
型式	円墳
大サ	長サ 一三〇尺 高サ 十三尺
現狀	新木ノ大木茂ル中央ニ発掘アリ大九石四ツ見ユ
發掘ノ有無	発掘ナシ
出土品	不明
由來徵證	不詳
管理ノ有無	十ニ
參考事項	十ニ

擔當調査員職氏名印

(昭和十年八月調査)

(縣ヘ提出分)

愛媛縣 愛賀野町村

古墳調査票

番號	第一七一号
名稱	十三
所在地	倉賀野町 字大応寺 三四三一一番
地目地積	五畝一九歩
所有者	陸軍省
型式	円墳
大サ	長サ五〇尺 高サ十尺
現狀	山林 雑木ニ蔽ハル大ナル石室 高サ二尺巾三尺ヲ存ス
發掘ノ有無	発掘セラル
出土品	石器
由來徵證	石碑
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

群馬郡 倉賀野町村

擔當調査員職氏名印

群馬縣群馬郡倉賀野尋常小學校 訓導 根岸清治

（縣ヘ提出分）

（昭和十年八月調査）

古墳調査票

番號	第一七二号
名稱	十三
所在地	倉賀野町 字大師寺 三四七三/一 三四七三/三四七三/二 三四七三/三
地目地積	三四七三/一 一畝 三四七三/二 八歩 三四七三/三 一畝一六歩
所有者	[redacted] 三四七三/一 三四七三/二 三四七三/三 鉄道省 〃
型式	円墳
大サ	墳畏 石室
現狀	畑 一部鉄道ニ横切ル
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	刀 金環 土器 (石室)
由來徵證	石棺
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

擔當調査員 職氏名印

群馬縣師範學校倉賀野尋常小學校 訓導 根岸 清治

高崎郡 倉賀野町村

(昭和十八年八月調査)

(縣ヘ提出分)

古墳調査票

(縣ヘ提出分)

番號	第一七三号
名稱	十三
所在地	倉賀野町 乙大応寺 乙三五四六
地目地積	田一〇歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	横四尺石室
現狀	水田 中央ニ横穴ヲ穿ツ積ム
發掘ノ有無	明治三十年頃開墾
出土品	曲玉 刀 土器 (石室)
由來徵證	石詳
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

群馬郡 倉賀野町村

擔當調査員職氏名印

群馬縣群馬郡倉賀野町倉賀野小學校 訓導 根岸清治

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

番號	第一七四号
名稱	十三
所在地	倉賀野町 字大名寺 三五二七
地目地積	山林 四畝二七歩
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	長サ七〇尺
現狀	畑 大古石二ケ出ル
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	刀 土器 鐵 石器
由來徵證	石棺
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

群馬縣碓氷郡倉賀野町倉賀野小學校
測量 根岸 遵
根岸 遵 渉

擔當調査員職氏名印

郡 倉賀野町村

（昭和十年八月調査）　（縣へ提出分）

古墳調査票

郡 倉賀野町村

番號	第一七五号
名稱	十三
所在地	倉賀野町 字大石寺 三五三〇ノ一 三五三〇ノ二
地目地積	三五三〇ノ一 畑二畝六歩 三五三〇ノ二 一四歩
所有者	[redacted] 三五三〇ノ二 鉄道省
型式	円墳
大サ	境界不明
現狀	畑 一部ガ鉄道用地
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	管玉刀 土器 (不明)
由來徵證	不詳
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

擔當調査員職氏名印

群馬縣群馬郡倉賀野町第一尋常小學校 訓導 根岸清進 彦治

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

福島 郡
倉賀野町 村

番號	第一七大号
名稱	十三
所在地	倉賀野町 字大塚 三五五ノ一部
地目地積	畑八畝一一歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	墳丘石明
現狀	墓畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	刀 土器 (石器)
由來徵證	石碑
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

擔當調査員職氏名印
群馬縣師範學校倉賀野尋常高等小學校
訓導 吉池彰治
〃 根岸進

(昭和十年八月調査)

(縣ヘ提出分)

古墳調査票

番號	第一七七号
名稱	十三
所在地	倉賀野町 字大応寺 三三四
地目地積	畑二畝一〇歩
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	長径八尺
現狀	墓地
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	刀 土器 鏡 (不明)
由來徵證	不詳
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

擔當調査員職氏名印

調査員 根岸吉之進 棟岸治

群馬郡 倉賀野町村

(分出提ヘ縣)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

番號	第一七八号
名稱	十三
所在地	倉賀野町字大元寺三五三二
地目地積	山林一三坪
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	長三五尺
現狀	荒蕪地
發掘ノ有無	発掘セラル
出土品	石器
由來徵證	石棒
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

群馬郡
倉賀野町村

擔當調査員職氏名印
群馬縣群馬郡倉賀野町大字倉賀野字西宿小字宮前
調査ノ專
群馬縣
岸
彰
進

（縣ヘ提出分）

（昭和十年八月調査）

古墳調査票

郡 倉賀野町村

番號	第一七九号
名稱	十三
所在地	倉賀野町字大南寺三四〇
地目地積	山林 一畝一一歩
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	長サ 五尺
現狀	墓地
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	刀 土器
由來徵證	石棺
管理ノ有無	十三
參考事項	十三

擔當調査員職氏名印

群馬縣群馬郡倉賀野町倉賀野小學校
調査 吉田彰治
根岸 鶴雄 岸 進

（縣ヘ提出分）

（昭和十年八月調査）

古墳調査票

群馬郡
倉賀野町村

番號	第一八〇号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町字甲大應寺三五〇六
地目地積	山林 三畝一七歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	長サ六〇尺 高サ一〇尺
現狀	桑畑
發掘ノ有無	大正ノ初年頃開墾
出土品	ナシ
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印　倉賀野小学校訓導　新井岸進

（縣ヘ提出分）

（昭和十年八月調査）

古墳調査票

群馬郡 倉賀野町村

番號	第一八一号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町字甲大應寺三五一〇ノ一部
地目地積	畑一畝二九歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	長四〇尺
現狀	桑畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾ス
出土品	刀 土器（所在不明）
由來徵證	ナシ
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印 倉賀野小學校訓導 根岸吉治 彰澄

（縣へ提出分）

（昭和十年八月調査）

古墳調査票

群馬郡
倉賀野町村

番號	第一八二号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町字甲大應寺甲三五一七ノ一部 乙三五一七
地目地積	甲三五一七 山林 七歩 乙三五一七 山林 一六歩
所有者	[redacted]乙三五一七 陸軍省
型式	円型
大サ	長サ四〇尺
現狀	山林及桑畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾ス
出土品	刀 土器（所在不明）
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印
倉賀野小學校訓導 根岸 吉池彰 [illegible]

（縣ヘ提出分）

（昭和十年八月調査）

古墳調査票

群馬郡 倉賀野町村

番號	第一八三号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町字大應寺三五一八ノ一部
地目地積	山林 六畝二八歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	長サ四八尺
現狀	桑畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾ス
出土品	刀 土器 鏃（所在不明）
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印 倉賀野小學校訓導 根岸進 吉池縣視

（縣ヘ提出分）

（昭和十年八月調査）

古墳調査票

群馬 郡
倉賀野町村

番號	第一八四号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町字乙大應寺 三五四九
地目地積	畑 三畝一二歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	境界不明
現狀	水田
發掘ノ有無	明治三十年頃開墾ス
出土品	槍 刀 鏃 土器 (所在不明)
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印
倉賀野小学校訓導 根岸進
吉池彦治

(縣 ヘ 提 出 分)

(昭和十年弐月調査)

古墳調査票

群馬郡 倉賀野村

番號	第一八五号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野字乙大應寺 三五五四 三五七三
地目地積	三五五四田二六歩 三五七三畑一畝六歩
所有者	[redacted]
型式	不明
大サ	長サ六七尺
現狀	桑畑
發掘ノ有無	明治二十年頃開墾ス
出土品	勾玉 刀 (所在不明)
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印

倉賀野小学校訓導 根岸進 吉池彦治

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

群馬郡 倉賀野町村

番號	第一八六号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町字乙大應寺 三五 六八
地目地積	畑 一畝 三歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	長サ五〇尺
現狀	水田
發掘ノ有無	明治三十年頃開墾ス
出土品	土器（所在不明）
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印 倉賀野町小学校訓導 根岸清治郎

（縣ヘ提出分）

（昭和十年八月調査）

古墳調査票

群馬郡
倉賀野町村

番號	第一八七号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町字乙大應寺三五六〇
地目地積	畑四畝二歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	長サ六〇尺
現狀	水田
發掘ノ有無	明治二十年頃開墾ス
出土品	不明
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印
倉賀野小學校訓導
根岸遵
貴池藤濱

(縣へ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

群馬郡
倉賀野町村

番號	第一八八号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町字大應寺 三五六五
地目地積	畑 一畝二〇歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	境界不明
現狀	水田
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	刀 土器、(所在不明)
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印
倉賀野小学校訓導
根岸進
吉池源

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

群馬郡
倉賀野町村

番號	第一八九号
名稱	カブト山
所在地	倉賀野町字大應寺 甲三五八二 乙三五八二 二五八三
地目地積	甲三五八二 山林 一畝二六歩 乙三五八二 山林 三畝一六歩 三五八三 山林 二四歩
所有者	[redacted] 甲三五八二 乙三五八二 觀音寺 陸軍省
型式	円型 段アリ
大サ	長サ 一三〇尺 高サ 八尺
現狀	山林 雜木ノ大木生ズ 山頂発掘ノ跡アリ
發掘ノ有無	発掘入 年月日不明
出土品	勾玉 石棺 右ヲクリヌキタル七、八尺ノモノ、再ビ埋メタリ（玉所在不明）
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員 倉賀野小學校訓導 根岸 進
職氏名印 倉賀野小學校訓導 青池藤津

（昭和十年八月調査）

（縣ヘ提出分）

古墳調査票

群馬郡
倉賀野町村

番號	第一九〇号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町 乙大應寺 甲三五九五 乙三五九五
地目地積	甲 三五九五 宅地 一二八〇四坪 乙 三五九五 山林 二畝二二歩
所有者	[redacted] 乙三五九五 陸軍省
型式	円型
大サ	長サ 七五尺 高サ 一〇尺
現狀	山林 宅地
發掘ノ有無	明治四十年頃抵崩ス
出土品	勾玉 馬具 鐙、刀 銀造リノ柄頭 埴輪 (所在不明)
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印
倉賀野小學校訓導 根岸進
吉池薬師

(昭和十年八月調査)

(縣ヘ提出分)

古墳調査票

群馬郡 倉賀野町村

番號	第一九一号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町字乙大應寺 甲 三六一二 乙 三六一二 三六一三
地目地積	甲 三六一二 宅地 三〇坪 乙 三六一二 山林 一〇歩 三六一三 山林 二〇歩
所有者	乙 三六一二 陸軍省 三六一三 仝前
型式	円型
大サ	不明
現狀	草叢
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾ス
出土品	小玉 土器七箇 金環 刀(銀造總鞘) 金打ノアブミ クツハノ鏡板 殺ヘ
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印 倉賀野小學校訓導 根岸進 吉澤藤吉

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

群馬郡 倉賀野町村

番號	第一九二号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町字乙大應寺三六〇七
地目地積	畑 一畝二三歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	境界不明
現狀	柔脆
發掘ノ有無	明治四十年頃發掘ス
出土品	刀 土器（所在不明）
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印 倉賀野中学校訓導 根岸 適 青瀬彰治

（縣ヘ提出分）

（昭和十年八月調査）

古墳調査票

群馬 郡
倉賀野町 村

番號	第一九三号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町字乙大應寺三天・四ノ一部
地目地積	宅地 一七五、二五坪
所有者	觀音寺
型式	円型
大サ	長 九五尺
現狀	工場
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾ス
出土品	刀 土器（所在不明）
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印
倉賀野小学校訓導 根岸進
倉賀野町 吉澤彰倉

（昭和十年八月調査）

（縣へ提出分）

古墳調査票

群馬郡 倉賀野町村

番號	第一九四号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町 乙大應寺三六二八
地目地積	山林一畝一四歩
所有者	[redacted]
型式	円墳
大サ	長サ六五尺 高サ八尺
現狀	桑畑周囲ヘ傾斜ス
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	不明
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印

群馬縣師範學校倉賀野尋常高等小學校訓導 根岸隆 ㊞

〃 吉池藤治

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

群馬 郡
倉賀野町 村

番號	第一九五号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町 乙大應寺三六二四
地目地積	山林三畝二九歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	長サ 七〇尺 高サ 九尺
現狀	桑畑周囲ハ傾斜ス、
發掘ノ有無	明治四十年頃 開墾ス
出土品	不明
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印

群馬縣碓氏郡倉賀野尋常小學校
訓導 根岸道
〃 吉澤彰治

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

群馬 郡
倉賀野町 村

番號	第一九六号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町 乙大應寺甲三六二三ノ一部
地目地積	畑一段五畝一七歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	長サ 五五尺 高サ 四尺
現狀	桑畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	刀 土器 埴輪 (所在不明)
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員 職氏名印
群馬縣群馬郡倉賀野尋常高等小學校
訓導 根岸 進
〃 青池彰治

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

群馬 郡 倉賀野町 村

番號	第一九七号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町乙 大應寺 三六二一ノ一部
地目地積	畑一段一畝二歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	長サ五〇尺 高サ六尺
現狀	桑畑周囲ヘ傾斜ス
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	不明
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印

群馬縣群馬郡倉賀野町大字乙字大應寺

訓導 提岸進

〃 吉池彦治

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

群馬 郡
倉賀野町 村

番號	第一九八号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町 乙大應寺 三六二二ノ一部
地目地積	畑七畝一六歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	長サ 六〇尺 高サ 十尺
現狀	桑畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	不明
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印

群馬縣社寺兼務 倉賀野縣出張所 教導 根岸進
訓導 清池彰吉

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

群馬郡 倉賀野町村

番號	第一九九号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町 乙大應寺 甲三六一九 乙三六一九
地目地積	甲三六一九 畑二畝二九歩 乙三六一九 山林五畝二九歩
所有者	[redacted] ~~円型~~ 乙三六一九 陸軍省
型式	~~長サ 三〇尺 高サ 十五尺 円型~~
大サ	長サ 三〇尺 高サ 十五尺
現狀	山林及桑畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	勾玉 刀 金環 管玉 (所在不明)
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印 群馬縣群馬郡倉賀野町大字本町住 訓導 根岸進 ミ 青池彰治

(縣へ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

辨天山　郡　倉賀野町村

番號	第二〇〇号
名稱	辨天山
所在地	倉賀野町 乙大應寺
地目地積	三五六九　畑　一畝二〇歩 三五七〇　畑　一八歩 三五七一　畑　一畝一〇歩 [redacted] 三五七二　田　七畝三歩 乙三五七二　山林　三畝二五歩　陸軍省 三五七六ノ一　山林　一畝一六歩　陸軍省 甲三五七七　田　一畝三歩 [redacted] 乙三五七七　山林　五畝二〇歩　陸軍省 三五七八　山林　三畝一六歩　陸軍省 甲三五七九　畑　七畝四歩 乙三五七九　畑　二畝九歩 甲三五八〇　田　[redacted] 乙三五八〇　山林　三畝一九歩 五畝一六歩　陸軍省
所有者	
型式	前方後円型　前方部ヲ陸イテ他ハ湮滅アリ
大サ	長サ　二一〇尺 高サ　五尺
現狀	前方部ハ山林湮ハ田及草地 後円部ハ昭和八年道路改修ニ土ヲ出シテ大部分草地トナリ石棺出現セズ辨ル辨財天ノ小祠アリ
發掘ノ有無	昭和八年五月　道路改修ニ際キ土ヲ取リテ発掘セラル
出土品	出土品全部警察ヘ屆出シタルモ詳ラカナラズ
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印　群馬縣群馬郡倉賀野尋常高等小學校訓導　吉池根岸進

（縣ヘ提出分）　（昭和十年八月調査）

古墳調査票

群馬郡 倉賀野町村

番號	第二〇一号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町乙大應寺三六〇〇
地目地積	畑一畝二七歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	長サ四五尺
現狀	桑畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	不明
由來徵證	不明
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印

群馬縣群馬郡倉賀野町大字乙字小八幡
訓導 吉池彰治
〃 吉池彰治

（縣ヘ提出分）

（昭和十年八月調査）

古墳調査票

群馬郡 倉賀野町村

番號	第二〇二号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町 乙大慶寺 三五九九
地目地積	畑四畝一九歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	長サ六八尺
現狀	桑畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	不明
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印

群馬縣群馬郡倉賀野町大字倉賀野字小屋敷

訓導 吉迫彰治郎

同 根岸

(縣へ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

群馬 郡 倉賀野町 村

番號	第二〇三号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町 乙大應寺三九九三
地目地積	畑三畝二七歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	長サ六〇尺
現狀	桑畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	不明
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印

調査 吉池彰治
〃 根岸進
吉池彰治

(縣へ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

群馬 郡 倉賀野町村

番號	第二〇四号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町 乙大應寺三五九六
地目地積	畑二畝六歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	境界不明
現狀	工場
發掘ノ有無	明治三十年頃切崩ス
出土品	不明
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印

調査 吉池彰治
リ 根岸進
吉池彰治

(昭和十年八月調査)

(縣へ提出分)

古墳調査票

群馬 郡 倉賀野町 村

番號	第二〇五号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町 甲大道南
地目地積	畑 五畝一八歩
所有者	[redacted]
型式	円型
大サ	境界不明
現狀	桑畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	刀土器（行方不明）
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印

群馬縣師範學校教諭 吉池彰治

同 吉池彰治 根岸進

（縣ヘ提出分）

（昭和十年八月調査）

古墳調査票

群馬郡 倉賀野町村

番號	第二〇六号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町 甲大道南乙三三四三
地目地積	畑 七歩
所有者	[redacted]
型式	不明
大サ	境界不明
現狀	桑畑
發掘ノ有無	明治四十年頃開墾
出土品	刀 土器 鏃 (所在不明)
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

擔當調査員職氏名印

群馬縣群馬郡倉賀野町倉賀野小學校
制度 吉池彰治
〃 根岸鴻
吉池彰治

(縣ヘ提出分)

(昭和十年八月調査)

古墳調査票

番號	第二〇七号
名稱	ナシ
所在地	倉賀野町 下木越一八〇四
地目地積	宅地三一七坪
所有者	[redacted]
型式	不明
大サ	境界不明
現狀	工場地内
發掘ノ有無	開墾の年代不明 大正二年耕作ヲシテ土地ヲ掘リシ際土器出ヅ。
出土品	平刀又(養報寺ニ保存) 其ノ他土器類(不明)
由來徵證	不詳
管理ノ有無	ナシ
參考事項	ナシ

群馬郡 倉賀野町村

擔當調査員職氏名印

群馬縣師範學校教諭 小林義孝
同 吉池彰治
同 堤岸邇
同 津幸治

(縣へ提出分)

(昭和十年八月調査)

小鶴巻全景

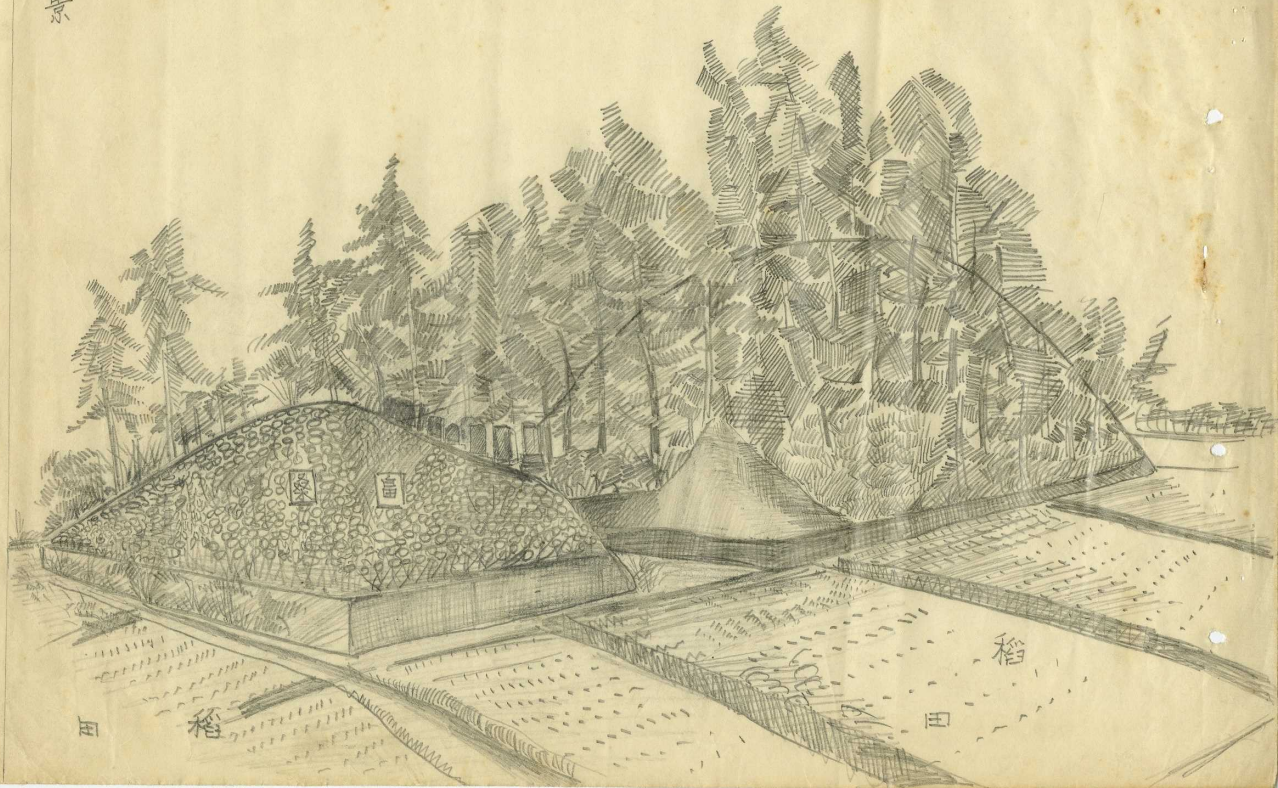

淺間山古墳

名稱

淺間山古墳

俗に淺間山と呼ばれてゐる。淺間山なる名稱は嘗て後閑郡の頂に祠を建て富士淺間を祀れるに因るものだと謂はれ、別に同者より轉じて千間山との文字を用ひる向もある。

所在地

群馬郡倉賀野町字上正六

高崎線の汽車に乘つて倉賀野驛で下車し倉賀野町の本通りなる中仙道筋に出で右に折れて五を進むと市衛地に出

群馬郡倉賀野實業補習學校

外れて若干からの松並木へかゝる此の並木道を進むこと五六町にして左手の畑地の隅にて四本の針葉樹の頂上に亭立せる雄大な前方後円型の古墳の横はれるを認める。此の古墳こそ淺間山古墳で若しも高崎方面に向ふ汽車に乘つて倉賀野驛を發し左方を注意すれば幾許もなく車窓から前述の並木を隔てて指顧することが出來る。

地籍

封土の部分は主として山林であるが一部は畑地になつて居り天置置に拉る濠は概

水田に積され更に其外側に當れる土壘の部分は畑となつて居る尚ほ濠に添ふて小徑が略ぼ古墳の周圍を繞つて通ぜらるるものがある。指定地積は總てで五十三筆一三町二段四畝七歩その内譯は左の通である

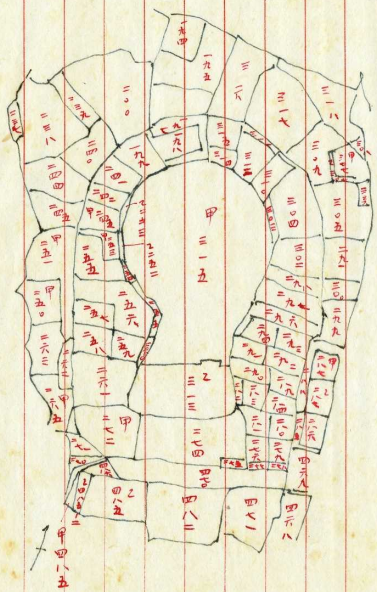

群馬郡倉賀野實業補習學校

溪間山古墳

地名	地番	地目	地積	所有者
群馬郡倉賀野町一九七		畑	歩	堤仙太郎
字東上五天			三〇五	
〃	一五八	田	四二七	同
			外畦畔 八	
〃	一九九	田	五二二	湯浅秀吉
			外畦畔 一一	
〃	二四一	田	二二八	矢島五一郎
			外畦畔 六	
〃	二四二	田	二一〇	同人
			外畦畔 六	
〃	甲二四三	田	三二九	須賀良太郎
			外畦畔 一一	
〃	乙二四四	山林	三	同人
〃	甲二五二	田	三〇三	矢島五一郎
			外畦畔 六	
〃	乙二五二	山林	五	飯野五郎平
〃	二五三	田	六一〇	松田忠吉
			外畦畔 一二	

群馬郡倉賀野實業補習學校

〃	二五四	田	六	須永良太郎
〃	二五五	山林	三五	須永平一郎
〃	二五六	田	一一一一	同人
			外畦畔 一五	
〃	二五七	田	四一三五	町田吉五郎
〃	二五八	田	二〇	須永平一郎
			外畦畔 八	
〃	二五九	田	三一四	町田吉五郎
			外畦畔 八	
〃	二六〇	山林	一〇	同人
〃	二六一	田	一二一一	鈴木保太郎
			外畦畔 二五	
	甲二七二	田	六一〇	大島善次郎
			外畦畔 四	
	二七三	田	四〇一	同人
			外畦畔 四	
	二七四	田	一、八二九	松田忠吉
			外畦畔 二六	
	二七五	畑	二三	須賀良太郎
			外畦畔 三	

地名	地番	地目	地積	所有所者
群馬郡倉賀野町字東上正元	二七六	田	一二七 外略坪四	町田磯次郎
〃	二七七	畑	一二 外略坪二	合人
〃	二七八	同	一一 外略坪六厘	木村重吉
〃	二七九	田	一一八 外略坪二	〃
〃	二八〇	田	一二六 外略坪三	町田磯次郎
〃	二八一	田	二〇九 外略坪四	木村重吉
〃	二八二	畑	一〇 外略坪四	大島善次郎
〃	二八三	田	二一七 外略坪五	同人
〃	二八四	田	二〇八 外略坪三	五十嵐宅次郎
〃	二八九	田	二二〇 外略坪二	大島善次郎
〃	二九〇	田	二一七 外略坪六	高見澤鑿松

群馬郡倉賀野實業補習學校

〃	二九一	田	二一四 外略坪四	島澤庄五郎
〃	二九二	田	三〇〇 外略坪三	合人
〃	二九三	田	四四六 外略坪五	町田林次郎
〃	二九四	田	二一三 外略坪五	合人
〃	二九六	畑	二一〇 外略坪一	合人
〃	二九七	田	二一八 外略坪六	木村重吉
〃	二九八	田	六〇一 外略坪一〇	合人
〃	二九九	田	二一八 外略坪七	合人
〃	三〇〇	畑	五一九 外略坪六	大島政五郎
〃	三〇三	畑	一七 外略坪三	木村重吉
〃	三一〇四	田	九三 外略坪二二	合人
〃	三一〇	畑	三一五 外略坪四七	堤梅吉

地名	地番	地目	地積	所有者
群馬郡倉賀野町字東上正天	三一一	畑	二 外時間 三	松本常吉
〃	二二七三	原野	五	町田陽太郎
〃	三一二	田	四二八 外時間 五	松本常吉
〃	三一四	畑	一一八 外時間 三	島沢良五郎
〃	三一五	田	三一四 外時間 七	合人
〃	甲三一三	山林	二三〇六 外時間 一一	元鈴木鶴作 鈴木廣吉
	乙三一三	畑	一五一二 外時間 一九	合人
	甲下正天 四七〇	畑	一三二 外時間 九	鈴木良太郎

現状

本古墳は周圍の打ち開けた平野の中にあることとて四方の眺望は富んでゐる

群馬郡倉賀野實業補習學校

即ち西北には榛名山の聳ゆるあり東北には赤城山の横はるを望み東南には沃野の遠く展開するものがある 尚西方は直ちに澤地に臨んで居るが更にその西程遠からぬ箇所には烏川の清流の注ぐあり流を隔て寺尾根小屋等の丘陵を指顧することも出来る 又前記の澤地を隔てた西南の畑地には円墳があり南方に近き畑地にも前方後円墳の崩されたる名殘と思はるるものがあり東西四五町なる大鶴巻古墳附近のものと若し一古墳群をなしてゐたことが想められる

本古墳は前述の如く前方後円型で南方に面し
封土は二段に築かれし状態を存しその高さ
前方部二十二尺後円部四十六尺全長五百
八十尺である 周圍に濠畠の存せし形迹を
止め前方部の畑地に開墾せられし部
分などには埴輪の破片が點在し居るを
見れば埴輪の樹てられしものと思はれる
封土の大部分には雜草に交つて小笹が簇
生してゐるが後円部の東側から頂上に
掛けては櫟の疎林となり居り尚頂上
には割合に大なる樅二本と松二本が交互に
並び立ち遠方より之を目標とすることが
出來る

此の頂上部が孤形の円味を有せずして
稍々平坦に均らされし状態を呈せる
は嘗て此處に淺間神社を祭祀したる
際或は社殿造營等の爲削平せしもの
ならざるかと思はる
今に甚名殘を認めらるる小やかなる石宮
が位置を異にするもその前方部の頂部
に存してゐる又鷲に上地所有者が前方
部の全体と後円部の大半を開墾して
桃畑と爲せしことある由にてその後廢棄
せられて現在の如く雜草の茂生する

所々なりしも尚當時耕作の畝の跡は
一部に之を認め得られその際東側なる
後円と前方部の接觸部に番小屋を營み
しより此部分は幾分か封土が切取られて
葺石の露出せるものを横へ居るのみならず
一個の廢井をも存して居る
次に前方部に於てはその前面甚しく削平
せられし形迹を示し幾分が低くなり
今は畑地に使用されるが周圍の田より
尚ほ五尺余の高さを有して居る
上述の如く封土の表面には幾分が後代に
鋤犁をかへし痕跡なきにあらずかの雖も
雄大なる本古墳の上より見れば僅に
その一小部分に屬し全体より云へば比較
的封土の原形を善く保つてゐるもので所謂
発掘の如きは絶えて行はれし形迹が
認められない
封土の周圍には約十二間乃至三十間の幅
を持つて田が低く周つてゐるが之は濠の
跡である試みに其の田の一部を掘つて
みる必ず埴土信國境に聳えてゐる淺田
山の降灰を交えた土壌があり約二尺八寸
にして始めて墓壙地盤に達する
即ち古墳築造當地は此の深さまで

群馬郡倉賀野實業補習學校

濠を掘り下げたるものゝ如き思はれる

尚水田の外側は一段高き畑となり田に接して小徑を存し之より外側に向つて緩こ傾斜してゐるが之は土塁の崩されたる名殘が地形に殘はれてゐるものである殊に其前方に於ては田面より高きこと約三尺三寸幅約五間を有する帶狀を呈して東西に伸び前方新基底の正面と殆んど平行してゐる殊にその西端部は未だ開墾せられずして土塁の面影を善く存し二三本の櫟を生じ更にこれに續いて櫟林の土手形が存してゐる

群馬郡倉賀野實業補習學校

次に西方に廻つては小高い地が續き更にその西南方は精深い澤地に臨み特に土塁を巡らし痕迹を認めず寧ろ自然の地形を利用したかとも思はれる樣に考へてゐる

由來傳說

此の古墳はその規模より見るも高貴なる身分の人を埋葬せることは明かなるものであるがその何人を葬れるものなるかに關しては傳說口碑等の殘れるものがない

唯後世新田義貞の伯母なる正六位某といふ尼僧が新田氏滅亡後此の地に來り此の

古墳の頂上に庵を建て、住せることかある必ずの口碑を有し此の附近一帶の地名を「正六」といふのも亦之に因るものだと謂はれてゐる大正十三年四月史蹟名勝天然紀念物保存法に依り本縣知事より史蹟として假指定せられ昭和十年四月内務大臣より史蹟として指定された尚同年十一月には内務大臣から無償で所が此古墳の管理者として指定された

指定の理由

内務大臣の指定した事由は保存要目史蹟の部第三に依るもので即ち古墳及者名ある人物の墓並碑」の内の古墳に該當するのである

保存の要件

公益上史蹟は止むを得ざる場合の外左に記す事項は許可せられないことになつてゐる

(1) 封土及墳の發掘並毀壞

(2) 遺物の採取

又樹木の栽植と伐採及び工作物の建設を許可する様な場合には十分注意して苟も古墳の保存に影響を及ぼすことのない様にしなければならぬことになつてゐる

封土の保存に就ては一般が注意してゐる様

群馬郡倉賀野實業補習學校

であるが田や畑になつてゐる溝や壘の形分に對する注意は動もすれば閑却され易い然し此の田や畑の地形を濫りに変更したならば折角殘つてゐる溝や壘の規模を窺ふことが出來なくなるのであるから特に注意を要する

群馬郡倉賀野實業補習學校

浅間山全景

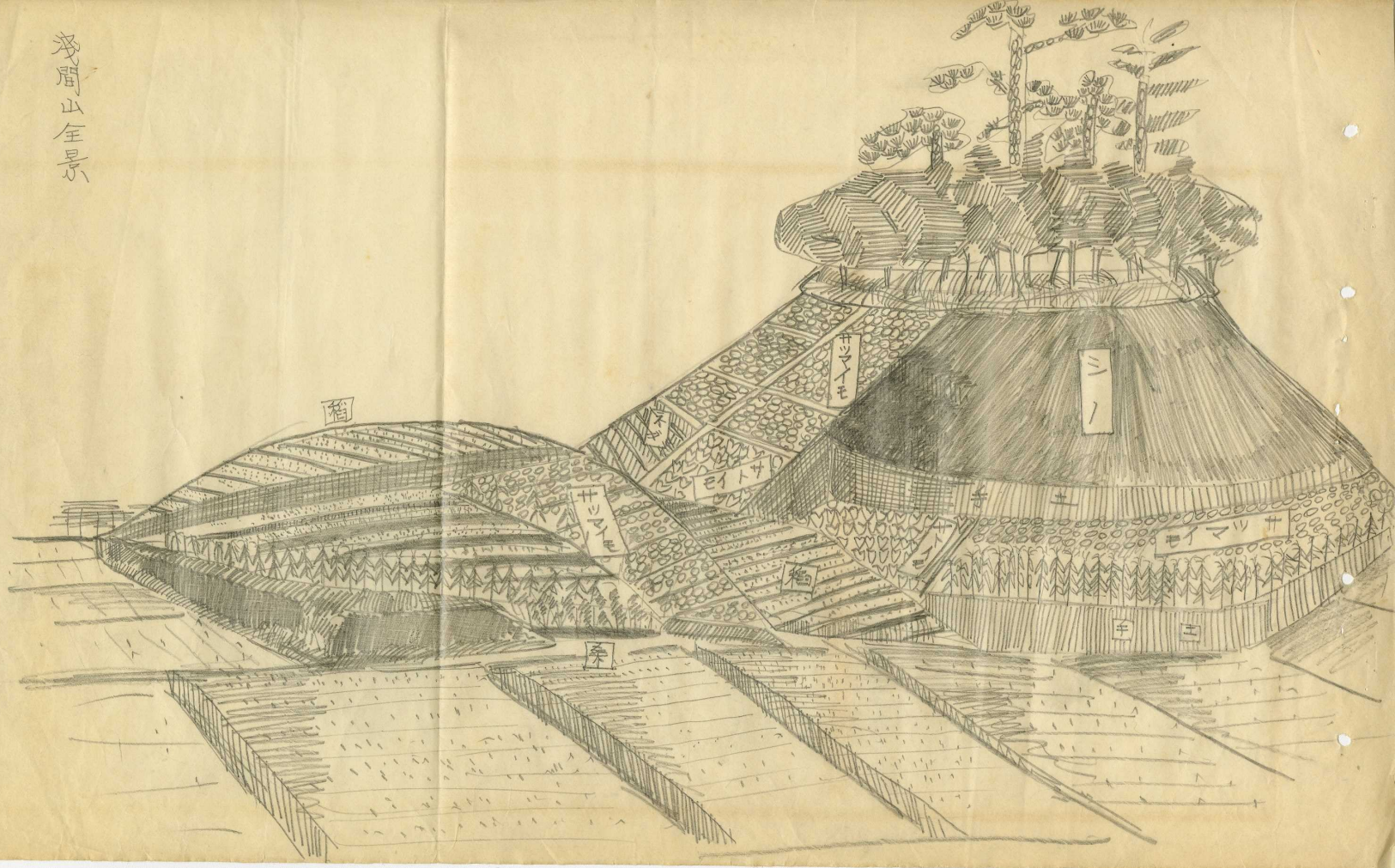

大鶴巻古墳

名稱

大鶴巻古墳

一般には單に大鶴巻と呼ばれてゐる　此の古墳の北に接して同型にして規模の稍〻小なる古墳があり小鶴巻と謂はれてゐるから相對して大小の字を冠したものであらうが鶴巻の名稱の起りは明かでない。（惟ふに鶴巻は鶴舞の轉訛せるものなるべく此の辺に水田が廣く連なり嘗ては鶴の棲息に適した土地はれるうら其の舞居りしことあるよりこの名起りしものであらう

所在地

群馬郡倉賀野實業補習學校

群馬郡倉賀野町ト石六

倉賀野驛の方から此の古墳へ至らうとするには淺間山古墳と同様の經路を執り倉賀野の市街地を外れて直ぐ左手の畑中に見える寺の前を過ぎ一町足らずにして左へ入る里道を進むと三四町にして五六の人家のある所へ出る　其の時左手の畑中に見える前方後円型の古墳が此の古墳で封土の上は雜林となり居り中に九本の稍大なる赤松を交えその北に接して小鶴巻古墳が存在するから直に判知される

地籍

敷土の部分は主として山林で一部は畑となつてゐる
又湿の部分は概ね田となり土壘に當る部
分は畑で西方及び南方の湿に接しては小徑
を通してゐる指定地積は總てで十一筆
一町五反十四歩その内譯は左の通りである

地名	地番	地目	地積	所有者
群馬郡倉賀野町字下之宮	六六〇	山林	一九	関口新一郎
〃	六六〇	田	二五〇 外時価一〇七	合人
〃	六六一	山林	一四〇二	関口喜十郎
〃	六六二	山林	二八	松本常吉
〃	六六三	山林	一四二九	合人
〃	六六四	田	二二四 外時価一〇九	関口新一郎
〃	六六五	田	一五〇四 外時価一〇〇	宮寺孫八

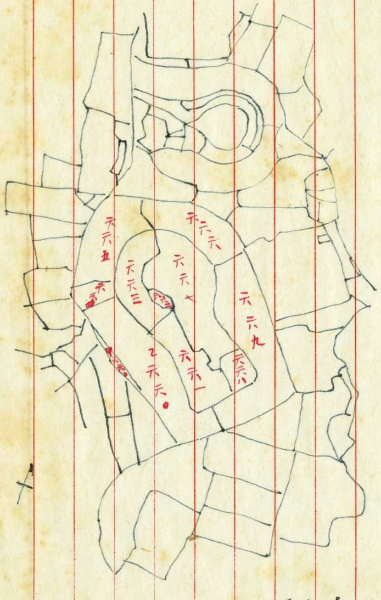

群馬郡倉賀野實業補習學校

、　六六六　田　一、二〇五　公簿帳　二九　須賀長太郎

〃　六六七　山林　二七〇六　帳面　松本常吉

〃　六六八　山林　四一〇　関口喜十郎

〃　六六九　田　二九〇　公簿帳　一三　関口又七

現状

浅間山古墳の両側を通ずる澤は流れ来つて本古墳の西方に崖を作つてゐるが東方にも小澤があり古墳の周圍は自ら一畫地をなしてゐる浅間山古墳附近よりは地勢稍低く西北は附近の人家に幾分が眺望を妨げられるが西も標名山の大部分を望むを得北には赤城山の雄姿を見渡し東南には近く烏川の清流が見下せるのである又北には湟を隔てて小鶴巻の古墳が存し東から南に掛けても四五の崩されかゝつた小古墳を指顧することが出来る即ち浅間山古墳と相連つた古墳群中に於ける主要なるものの一である

前方後円型で東南方に面し封土は二段に築かれし状態を存しその高さ前方部に於て三十尺後円部に於て四十五尺全長約四百〇八尺ありその周圍に濠廻壘の存し形迹を止めてゐる

封土の大部分は雑林になつて居るが後円部

に於ては稍大なる赤松九本を交へ前方部に於ては前面及西半側が畑となつて居るその前面の畑に接して周圍の耕土より約六尺程高く土の盛上つてゐる箇所がある　不整の円型を呈し直徑約二十五六尺今は其の上に櫟を生じてゐるが南側の際に出でし石等を積み重ねしかと思はるゝものでその露出してゐるのが見える

嘗ては之を利用してその頂に小祠を立てしことありし如く現にその西北に竹を立て注連を張れるなど爲せるものを存しその名殘りかと思はれる

群馬郡倉賀野實業補習學校

前方部及後円部を通じてその東側には耕土を二段に築きし具合がよく現はれてゐるが後円部の背面の墓壇は東南側のそれよりも稍高くなつてゐる　之は後円部の頂上の球形の円味を削つて平坦に均らせし際その土壌を置きし爲と思はれるが平坦に均らされた後円部の頂上には更にその中央に心持高く土盛りされた円形の地があり附近には板碑の斷片と認められる粘泥片及の破片も散在せるものあるて此處に何等かの小祠が建てられし跡かと思はれる　而して後円部の背面

及西側から此の頂上に向つては參道をつけしものの如くその西側に於ては之字形に道路狀を呈せるものを存し葺石の露出せるものも見受けられる若も不用意に此の部分のみ見ると三段及至四段に築かれた墳であるかと思はれるほどである

上述の如く封土の表面は後世鍬を入れられ多少形を変へられた部分もあるが發掘等の痕迹は絶対になく全体としては比較的よく原形を保てる古墳と云ふべきである

封土の周圍の概ね田と爲り居り十間乃至十五間位の幅を保つて遶つて居る

群馬郡倉賀野實業補習學校

その外側は一段高き道路及畑地と爲れるより田の部分と相俟つて湿の面影が著く認められて居る

由來傳說

本古墳に就ては未だ何等の傳說を有するを聞かない後代に及んで墳上に神が佛かを祀れることあるは現在の地形の上より推測するも明白で殊に後円部の頂上には板碑の破片と認められるものの點在せるに依つても察し得らるゝが文字のあるものは見受けられない　大正十三年一四月

史蹟名勝天然紀念物保存法に依り本縣

知事より史蹟として假指定せられ昭和二年
四月内務大臣より史蹟として指定された
尚同年十一月には内務大臣より矢塚
町が本古墳の管理者として指定せれた

指定の事由

内務大臣の指定した事由は保存法要目
史蹟の部第三に依るもので即ち「古墳及
著名なる人物の墓並碑」の内の古墳に
該當するものである

保存の要件

保護上必要止むを得ざる場合の外左記
事項は許可せらないことになつてゐる

(1) 墳土及墳の発掘並破壞

(2) 遺物の採取

又樹木の栽植と伐採工作物の建設とを許
可する場合には十分注意して苟も古墳
の保存に影響を及ぼすことのない様に
しなければならないことになつてゐる
尚ほ其他に就ても淺間山古墳と同様
の注意が必要なことになる
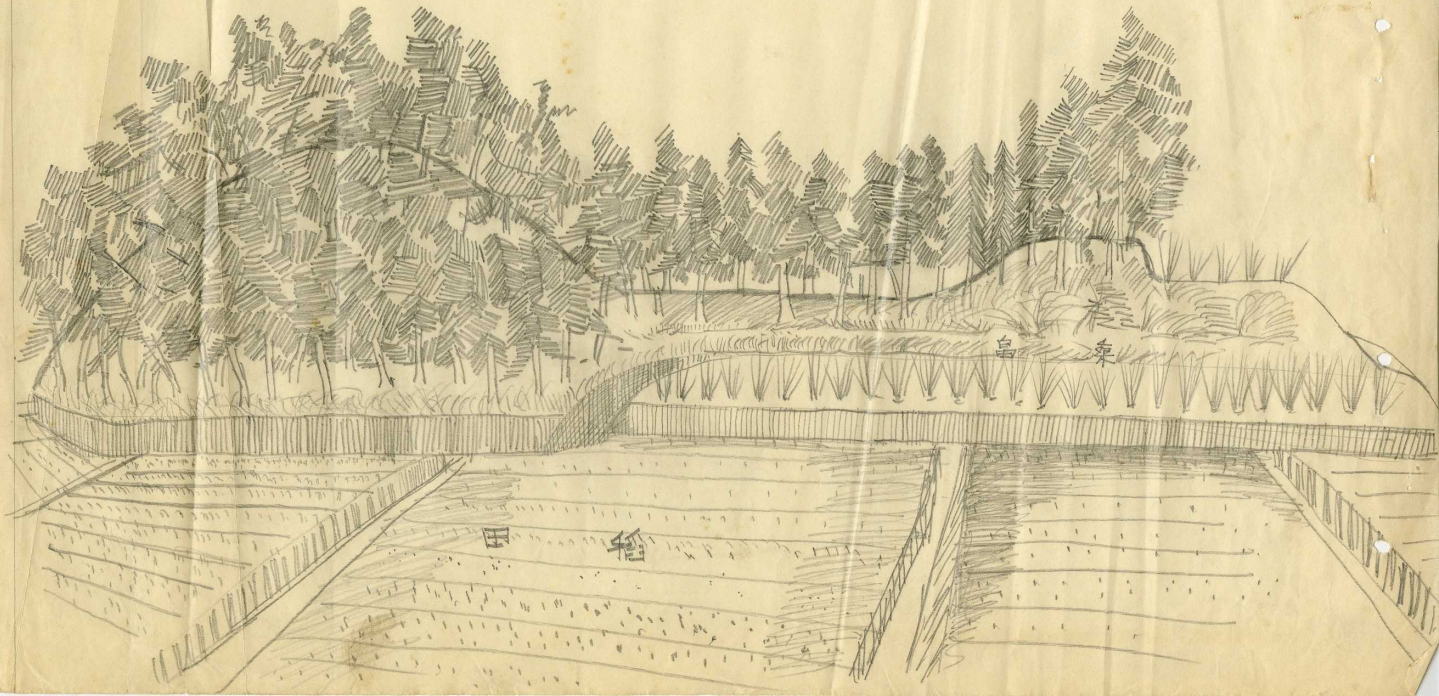
大鶴卷全景